

資料 4

# 「こども基本法」及び「こども大綱」に 基づく取組について

令和 6 年 5 月 23 日

こども未来部こども若者政策課



# こども基本法・こども大綱における「こどもの社会参画・意見反映」について

## 1 こども基本法

- 年齢や発達の程度に応じた、こどもの意見表明機会の確保（第3条第3号）
- 年齢及び発達の程度に応じ、こどもの意見が尊重され、こどもの最善の利益の優先考慮（第3条第4号）
- こども施策の策定等に当たってこどもの意見反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付け（第11条）

⇒国・地方自治体において、こども施策の策定等に当たっては、こども・若者の意見を聴き、こどもの最善の利益を優先しながら施策に反映しなければならない。

## 2 こども大綱

### (1)こども大綱が目指す『こどもまんなか社会』

すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会

### (2)こども大綱とこども・若者の意見反映

<こども施策に関する 基本的な方針>

- ・ こども・若者が権利の主体であることを明示
- ・ こどもや若者等の意見を聴きながらこども施策をともに進めていくとする

<こども施策を推進するために必要な事項>

- ・ 「こども・若者の社会参画・意見反映」を重要事項と規定
- ・ こども・若者ととともに社会をつくるという認識の下、意見表明の機会づくりや意見形成支援をおこない、実効性のある社会参画・意見反映を進めていく必要性を明示

## 3 都道府県こども計画

都道府県は、こども大綱を勘案して都道府県こども計画を作成することが、こども基本法第10条において努力義務とされている。

## こども・若者の意見を聴き、その意見を政策に反映する…とは？

### こども・若者の意見を聴くということ

- こどもや若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体。
- こどもや若者を「将来を担う」というだけの存在ではなく、「いまを生きる市民」として捉え、その意見を聴きながらともに社会を創るパートナーなのだという意識をもつ。

#### こども・若者の意見反映の意義

こどもや若者の意見を聴くことで、

- ① こどもや若者の状況やニーズをよりの確に踏まえることができ、**施策がより実効性のあるものになる。**
- ② こども・若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、**自分たちの声によって自らの生活や社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。**

こうした取組を社会に広く発信することで、こども・若者に意見を聴く意義や重要性への理解が広がる。

#### 意見形成支援と意見を聴く文化の醸成

- 意見をすぐに表明できるこども・若者ばかりではない。**家庭や学校、地域で日常的に意見を言い合える機会や、幼少期から意見を聴いてもらえる環境が重要。**
- **「意見や気持ちを言っていていい、表現していい」**という啓発や雰囲気づくり、自身の権利について学ぶ機会が求められる。

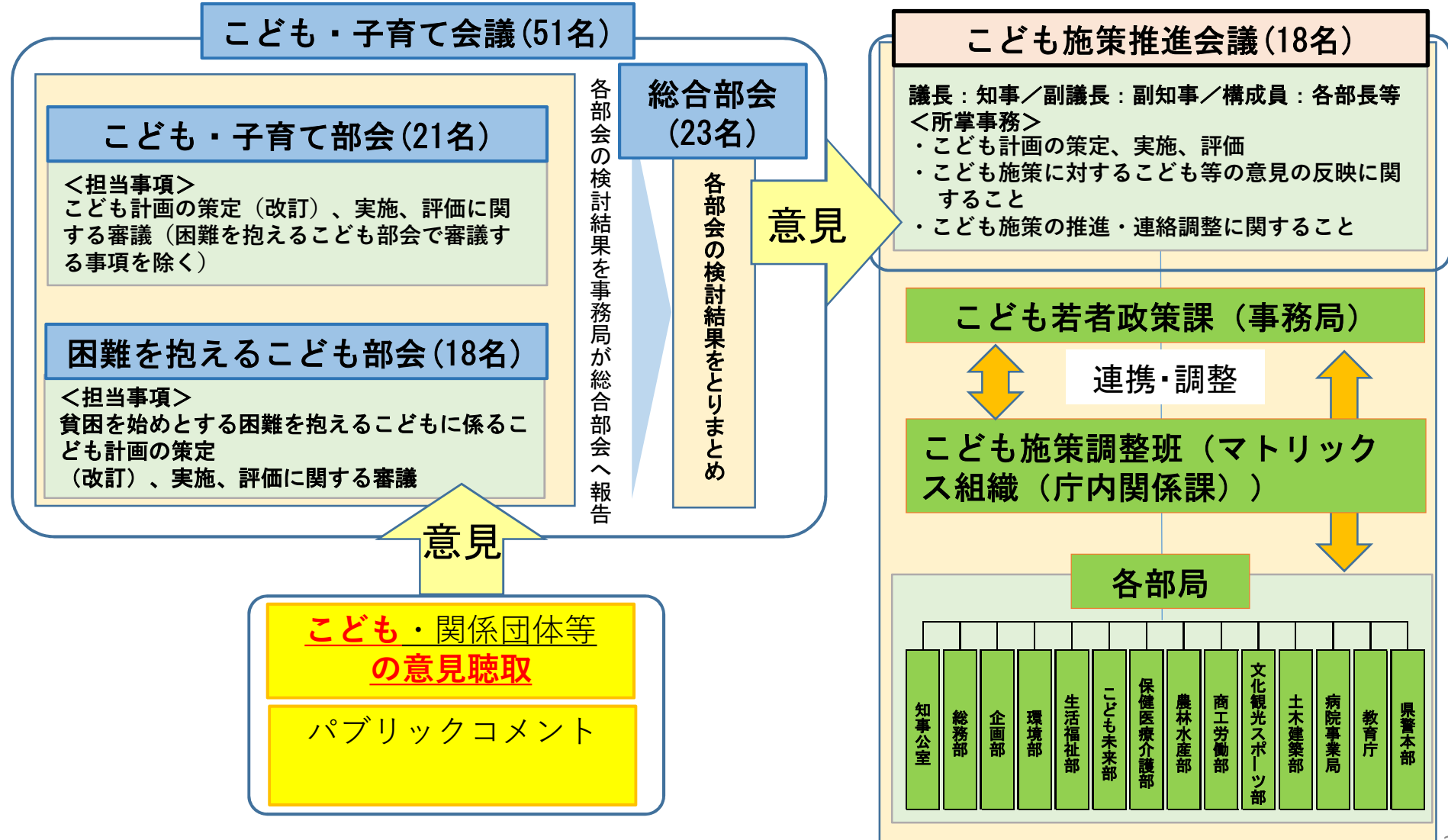
#### 「意見」とは

- 児童の権利に関する条約は、第12条で、「意見を聴かれる権利」を定めているが、その「意見」は、原文(英語)では「**view(s)**」。
- **言語化された意見のみならず、遊びや身振り、絵を含む非言語のコミュニケーション形態への認識と尊重が必要**

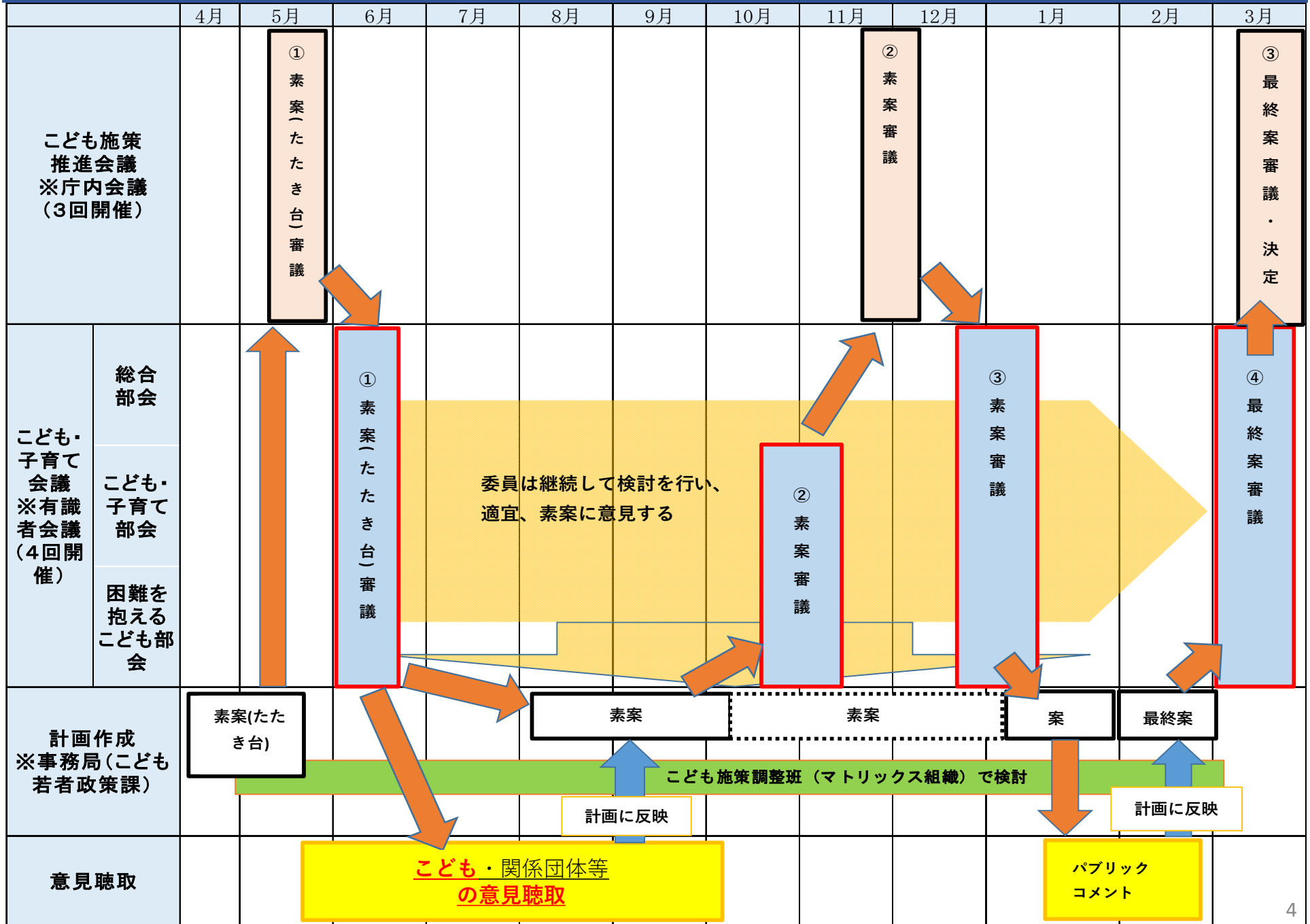
(意見を聴かれる権利に関する児童の権利委員会一般的意見第12号)

# 沖縄県こども計画策定の体制について

- 庁内会議のこども施策推進会議を設置 (R5. 12)
- 外部有識者会議のこども・子育て会議を設置 (R6. 4)
- マトリックス組織のこども施策調整班を設置 (R5. 4)
- こども等からの意見聴取及びパブリックコメントにより意見を集約

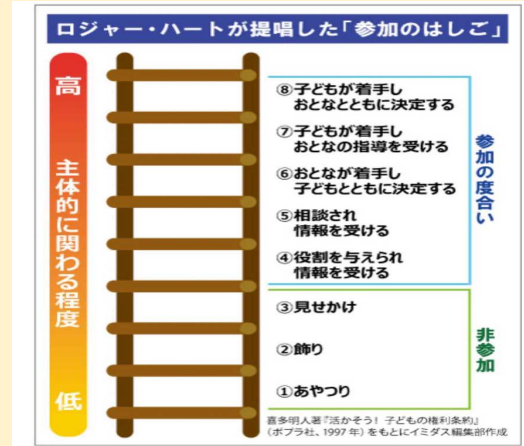


# 沖縄県こども計画策定スケジュール(案)



# こども計画に係るこどもの参画・意見表明について

- こども未来部では、こども計画の策定にあたって、
- ・こども達は、自ら意見を表明できる「力」を持っていると捉え、社会の一員として主体的に参画し、意見を表明する過程を経験する機会を作る。
  - ・こども達の主体的に関わる程度を表す「参加のはしご」の4段目以上の取組を目標とした、こども達の「意見表明の場」、「社会参画の機会」を作る。



※喜多明人著「活かそう！子どもの権利条約」(ポプラ社、1997年)引用

## 大学生主体の取組 (5~6月)

沖縄国際大学と沖縄大学の授業を活用して

- ①県計画に対する**大学生自らの「意見表明の場」**、「**社会参画の機会**」を作る。
- ②大学生が主体となって、フィールドワークにより**地域のこども若者向けに意見表明の場**を作り、その**意見を県へ届ける**取組を実施。

## 高校生主体の取組 (7月)

「**全県高等学校生徒代表者会議**」(県立学校教育課主催)の場を活用して

- ・高校生が主体となって運営する会議で**各学校代表の生徒を対象に「意見表明の場」**、「**社会参画の機会**」を作る。

こども達の意見表明機会の確保のため、こども未来部、教育委員会をはじめ、関係機関が協働して取り組んでいく。